

## 特集1

# 死刑廃止を考える

# アメリカ合衆国における 死刑制度の現状

- I はじめに
- II アメリカにおける死刑制度の現状
- III 死刑制度衰退の原因
- IV おわりに

甲南大学法学部准教授

笹倉 香奈

Sasakura, Kana

## I はじめに

2014年末現在、世界で死刑制度を法律上又は事実上廃止している国は140カ国、存置している国は58カ国である。58の存置国のうち、2014年に死刑を執行した国は、その半数に満たない22カ国であった<sup>1)</sup>。この22カ国の中に日本とアメリカが含まれている。

いわゆる先進国を見ると、今なお死刑制度を存置しているのは、日本とアメリカのみである。しかし、死刑制度の現状には、両国で大きな相違がある。本稿では、アメリカの死刑制度を巡る最近の動きを紹介する。

## II アメリカにおける死刑制度の現状

アメリカでは近年、死刑制度が衰退の一途をたどっているとの評価がある<sup>2)</sup>。

1990年代末以降、死刑判決の言渡し数と死刑執行は、ともに減少してきている。1996年には全米で年間315件もの死刑判決が言い渡されていたが、近年は80件前後である。死刑執行は、1999年には98件に上っていたが、近年は40件に満たない。死刑執行が他州に比べて圧倒的に多く、1972年以降の全米の死刑執行数の3分の1以上を占めるテキサス州でさえ、2000年には40人に対して死刑が執行されたが、ここ数年は15人前後にとどまる<sup>3)</sup>。

1) アムネスティ・インターナショナル「最新の死刑統計(2014)」[http://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death\\_penalty/statistics.html](http://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/statistics.html) (最終アクセス2015年5月29日)。

2) See, e.g. Richard C. Dieter, The Future of the Death Penalty in the United States, 49 *U. Rich. L. Rev.* 921 (2015).

3) Tracy L. Snell, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, *Capital Punishment 2013* (2014) at 3 (available at <http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/cp13st.pdf>); Death Penalty Information Center, <http://www.deathpenaltyinfo.org/executions-year> (last accessed on May 29, 2015).

現在、死刑を廃止している州は50州中19州であるが、そのうち7州は2007年以降に廃止した州である<sup>4)</sup>。2015年5月27日には保守派層の強いネブラスカ州でも死刑が廃止された。さらに、2011年以降、オレゴン、コロラド、ワシントン、ペンシルバニアの各州では州知事が死刑執行の停止を宣言した。カリフォルニア州、ニューハンプシャー州などでは死刑廃止法案の可決が現実味を帯びつつある。

連邦最高裁は2000年代に入って、知的障がい者や行為時18歳未満の者に対する死刑を違憲であるとし、さらに殺人以外の犯罪で法定刑を死刑とすることも違憲であるとした。下級審でも2014年にカリフォルニア州の連邦地裁が、同州における現在の死刑は残虐で異常な刑罰にあたりと判断した。どの死刑確定者の死刑を執行するかの判断が同州では恣意的になされていることは違憲であるとしたのだ<sup>5)</sup>。

世論調査の結果を見ても、1994年には80%であった死刑制度への支持率は、2014年には63%にまで減少している。最高刑として死刑と終身刑のいずれを支持するかという問いに対する答えは、最近ではほぼ拮抗しており、死刑が50%、終身刑が45%である<sup>6)</sup>。

### III

## 死刑制度衰退の原因

以上のとおり、アメリカにおいて、死刑制度

は2000年代に入り衰退してきており、その流れはここ数年でさらに強まっていると言えそうである。その原因はいかなるものだろうか。

第1に、多数の冤罪事例が発見され、刑事司法制度は誤るということが知られるようになったことである。アメリカでは1990年代以降、イノセンス・プロジェクトなどの活動により、多くの雪冤が果たされた。その数はDNA鑑定を用いた雪冤事件だけでも330件（うち20件は死刑確定事件<sup>7)</sup>、それ以外のものも含めると1600件を超えるとされる<sup>8)</sup>。このことにより2000年以降、冤罪の原因が明らかにされ、多くの法域で目撃者の識別手続、取調べの可視化、科学的捜査の見直し、有罪判決後のDNA鑑定手続、刑事補償制度などの改革が行われている<sup>9)</sup>。多数の冤罪が明らかになったことは社会に衝撃を与え、死刑制度に対する疑念を生んだ<sup>10)</sup>。

第2に、死刑制度にはコストがかかるとの認識が広がったことである。アメリカの連邦最高裁は、1976年のグレッグ判決 (Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153) で死刑の合憲性を宣言しつつ、「死刑は特別である」から、その宣告・執行には、特に適正かつ慎重な手続を保障しなければならないとの立場を採用してきた。そして、個別の死刑事件で各州の死刑に関する法が合憲といえるかどうかの判断を積み重ね、いかなる制度であれば合憲といえるかを明らかにしてきた。こうして形成されてきた死刑事件における手厚い手続保障の理念は「スーパー・

4) 2007年以降、ニュージャージー、ニューヨーク、ニューメキシコ、イリノイ、コネチカット、メリーランド、ネブラスカの各州が廃止した。

5) *Jones v. Chappell*, No.: CV 09-02158 (U.S. Dist. Ct. Central Dist. of CA, July 16, 2014).

6) *Death Penalty, Gallup Historical Trends*, available at: <http://www.gallup.com/poll/1606/death-penalty.aspx> (last accessed on May 29, 2015).

7) Innocence Project, <http://www.innocenceproject.org/> (last accessed on May 29, 2015).

8) The National Registry of Exonerations, <https://www.law.umich.edu/special/exoneration/Pages/about.aspx> (last accessed on July 3, 2015).

9) 詳細は、笹倉香奈「イノセンスプロジェクトの活動とそのインパクト」季刊刑事弁護71号(2012年)188頁。

10) See Frank R. Baumgartner et al., *The Decline of the Death Penalty and the Discovery of Innocence* (Cambridge, 2008).

デュー・プロセス（超適正手続）」と呼ばれる。手続上、事実認定及び量刑の双方について恣意的な死刑適用の排除を行い、個別事件の諸事情を検討した上で量刑判断が行われる必要がある<sup>11)</sup>。被告人側には手厚い資金補助が行われている。多くの州では被告人側が使うことのできる公的弁護費用に制限がなく、死刑弁護の経験のある2名の弁護人が付く。専門家証人の人数も多く、減輕事由を調査するための専門調査員を雇うこともできる。アメリカ法律家協会は、死刑弁護のあり方についての委員会を立ち上げてガイドラインを策定し、それを各州の法律家協会が採用するよう働きかけることで、死刑弁護技術の向上をめざしている<sup>12)</sup>。

手厚い手続的保障によって、死刑事件にかかるコストは莫大なものとなっている。例えばカリフォルニア州における最近の研究<sup>13)</sup>によれば、公判前及び公判手続にかかる費用は死刑事件1件あたり100万ドルであり、さらに上訴手続や有罪確定後の州及び連邦の手続にかかる費用が追加される。そして、1978年以降、カリフォルニア州では死刑制度の維持のために実に40億ドルものコストがかかったとされる。

第3に、代替刑として、仮釈放のない終身刑

（絶対的終身刑）が存在していることである。アメリカでは1970年代以降に、仮釈放制度の恣意的な運用に対する疑念や社会復帰思想を否定する考え方を背景に、より長期の拘禁刑を求める厳罰化の手段として絶対的終身刑を導入する州が相次いだ。絶対的終身刑は、死刑廃止論者からも「死刑の代替刑」として肯定的に受け止められ、支持されるようになった<sup>14)</sup>。そして多くの州で1980年代から1990年代にかけて導入が進み、現在ではアラスカ州以外の全ての州に絶対的終身刑の制度が存在する。例えばテキサス州では2005年に絶対的終身刑を導入したが、その後の死刑判決数は顕著に減少している。

いわゆる「三振法」<sup>15)</sup>の拡大も相まって、1984年には34人だった絶対的終身刑の受刑者は、2012年には4万9081人に上っている。

以上に加え、2014年には薬物注射による死刑執行の失敗が立て続けに4件発生した<sup>16)</sup>。とりわけ同年4月のオクラホマ州の事例は広く報道され、社会に衝撃を与えた<sup>17)</sup>。死刑廃止論者は、死刑の残虐性を裏付ける出来事であると批判を向けており、今後、死刑衰退の動きにさらに拍車をかける可能性もある<sup>18)</sup>。

従来は、アメリカでも人権論や道徳論、国際

11) 詳細については、笹倉香奈「死刑と適正手続」龍谷法学47巻4号（2015年）837頁と、そこに引用の諸文献、特に岩田太「陪審と死刑」（信山社、2009年）を参照されたい。

12) American Bar Association, Death Penalty Representation Project, [http://www.americanbar.org/groups/committees/death\\_penalty\\_representation.html](http://www.americanbar.org/groups/committees/death_penalty_representation.html) (last accessed on May 29, 2015).

13) Arthur L. Alarcon & Paula Mitchell, Executing the Will of the Voters?, 44 *Loyola L. Rev.*, 41 (2011).

14) See e.g., Note: A Matter of Life and Death: The Effect of Life-Without-Parole Statutes on Capital Punishment, 119 *Harv. L. Rev.* 1838 (2006); Charles J. Ogletree, Jr., and Austin Sarat, *Life without Parole: America's New Death Penalty?* (NYU press, 2012); The Sentencing Project, *Life Goes On: The Historic Rise in Life Sentences In America* (2013).

15) 典型的には重罪について三度目の有罪判決を受けた場合、自動的に絶対的終身刑を宣告されるという立法である。現在、連邦政府と13州で採用されている。

16) 詳細については、Corinna Barrett Lain, The Politics of Botched Executions, 48. *Univ. of Richmond L. R.* 825 (2015). 2012年以降、EU諸国はアメリカに対して、死刑執行に使用する薬物の輸出を禁止した。その後アメリカ国内で独自の薬物の開発が行われ、存置州では新たな死刑執行のプロトコルが開始されたところであった。安全性が十分に確認されないまま、新たな薬物を用いた死刑執行が行われた可能性もあったとみられる。

17) この執行の際には、死刑確定者の静脈が破裂し、約43分間にわたって苦しみつ、最終的に心臓発作で死亡した。公式報告書は、Oklahoma Department of Public Safety, *The Execution of Clayton D. Lockett* (2014, obtainable at: <http://deathpenaltyinfo.org/documents/LockettInvestigationReport.pdf> (last accessed on May 29, 2015)).

的な観点からの死刑廃止論が主流であった。例えば、死刑が不可侵の人権たる生存権への侵害にあたるという議論や、マイノリティ（とりわけアフリカ系アメリカ人）や貧困層が死刑を言い渡される割合が高く、運用において公正さを欠くという主張などである。しかし、1990年代以降は、これらの理念的な廃止論に代わって上記のような観点から廃止の議論が行われるようになった。事実裏付けられた主張は、より強い力を持って、死刑制度が不当であることを社会に訴える結果となった<sup>19)</sup>。

## IV おわりに

以上、アメリカにおける死刑制度の現状と、それが衰退の一途をたどっている原因について概観してきた。しかし、2点ほど注意しておかなければならない。

第1に、アメリカで死刑制度に莫大なコストがかかっているのは、死刑事件について公判前の段階から手厚い手続的保障をしているためであることを強調しておく必要がある。これに対して、日本では、ある事件が死刑事件か否かが明確にされるのは、検察官が論告・求刑を行う段階であり、他の事件と手続保障のあり方に違いがない。日本の刑事司法において、「死刑は特別」ではない<sup>20)</sup>。このような状況が妥当かは疑問である。死刑事件の充実した審理・防御を可能にするため、検察官は早い段階で死刑求刑

事件であることを明示するべきである。また、公判の二分、情状立証の充実、死刑の量刑基準の明確化を行うべきであるし、さらに、評決の全員一致制度、自動的な上訴制度、控訴審において他事件との公平性を必ず検討する制度の導入など、様々な手続的改革が必要である。

第2に、代替刑として絶対的終身刑を導入するという議論は、運動論としては日本でもあり得るかもしれない。しかし、そのような主張を行う場合には、アメリカの絶対的終身刑を巡る現状とその問題点を注意深く検証する必要がある。

上述のように、アメリカでは絶対的終身刑を代替刑とすることで、死刑の言渡し・執行が減少していると言われる。しかしながら、絶対的終身刑の言渡し数の増加は、死刑判決・執行の減少数をはるかに上回る。つまり、実質的な厳罰化がもたらされている。しかも、死刑事件と同様の「超適正手続」は、絶対的終身刑の事件には保障されておらず、他の事件と同様の手続で科されている。実体法上も幅広い犯罪類型で絶対的終身刑を言い渡すことが認められている。刑務所内での被収容者の処遇環境は劣悪な状態が続いており、それはとりわけ絶対的終身刑の被収容者について当てはまるが、いまだその改革に関する議論は活発とは言えない。

日本において絶対的終身刑を導入するという議論をする場合には、それが「新たな死刑」とならないように慎重な検討をする必要がある。そして、実体法・手続法・処遇法に関する、多岐に及ぶ手当をしなければならない<sup>21)</sup>。

18) 失敗した死刑執行について書かれたものとして、Austin Sarat, *Grotesque Spectacles: Botched Executions and America's Death Penalty* (Stanford UP, 2014) がある。

19) この点に関する実証研究として、前掲注10)書がある。

20) 本庄武「裁判員時代における死刑事件のデュー・プロセス」季刊刑事弁護64号(2010年)70頁、葛野尊之「死刑事件の裁判員裁判」法学セミナー678号(2011年)34頁、四宮啓「日本における死刑量刑手続について」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』(成文堂、2014年)771頁、デイビッド・T・ジョンソン=田鎖麻衣子「孤立する日本の死刑」(現代人文社、2012年)第8章などを参照。

21) See Ogletree et al., *supra* note(14).日本語の文献として、岡上雅美「アメリカ合衆国における終身刑について」刑事法ジャーナル14号(2009年)9頁。